

研究ノート

「東京オリンピック・パラリンピックに関する研究」
プロジェクトの中間報告川口 晋一ⁱ，山下 高行ⁱ

本稿は2016～17年度、立命館大学産業社会学会の後援によって行われた「東京オリンピックに関する研究」プロジェクトの中間報告を行うことを目的としている。本プロジェクトは、研究対象を「東京オリンピック／パラリンピック」としているが、研究内容自体は2020東京大会を契機とした日本のスポーツの場の転換を大枠で検討することを目的としている。1964年大会と同様、2020年大会の開催は、イデオロギーを含め今後の日本のスポーツの場の大きな転換を惹起するものとなるだろう。そう予測しうるのは、そこでは1980年代より開始された新自由主義的な政策転換を背後の社会的文脈としているからである。その文脈の中ですでにスポーツの場においても、これまでスポーツ自体の大規模なビジネス化、指定管理者制度に典型的に見られるスポーツ行政の市場化、また受益者負担主義や「市民の自立と自己責任」を強調する地域スポーツ政策の展開とそれを支えるイデオロギーとしての「新しい公共」等々が創り出され、政策化されてきている。今回の大会はこの文脈にのっとりそれを一層進める契機となる可能性を秘めているというだけでなく、むしろ大会自体がそのために行われると言ってもよいだろう。本稿はスポーツの場で生じつつあるこのような新自由主義的レジームの形成を、主に「東京オリンピック／パラリンピック」の性格、および日常圏のスポーツ振興において進められ、あるいは検討されている施策方向などの二点から検討し、その対立点を示すとともに対抗基盤はどこに求められうるのかということについて、プロジェクトの検討を踏まえ中間報告として概説的に論じる。

キーワード：東京オリンピック・パラリンピック，新自由主義，都市設計，社会権，市民社会

はじめに

本稿は2016～17年の二年間、立命館大学産業社会学会の後援によって行われた「東京オリンピック・パラリンピックに関する研究」プロジェクトの中間報告を行うことを目的としている。本プロジェクトの研究は制度の改変により17年度に終了したが、その後プロジェクトは継続して行われ、2019年に叢書としての出版を予定している。ここでは雑ぱくではあ

るがその焦点となる諸論点に関しての議論内容と見通しとを中間報告としてまとめることとしたい。

2020年の「東京オリンピック／パラリンピック」（以下東京オリパラと略称）に関する研究は産業社会学部をはじめとする学生、院生の間でも関心が高いにもかかわらず、ビジネス書での公刊は散見されるが、いまだその位置づけをめぐる社会科学的研究という点で公刊に至っている文献は少ない。本稿は中間報告ではあるがその意味で、今後研究を進めて行くにあたっての一つの討論素材ともなるよう論述していきたい。もちろん進行中の事態であるから、今後の議論は多様に展開されると思われる。本稿で

i 立命館大学産業社会学部教授

はその出発点となるいくつかの論点の提示するもの
としたい。

新自由主義と

「東京オリンピック／パラリンピック」研究

「新自由主義」とは経済政策的な意味で語られる
ことが多いが、むしろそれは本源期の自由主義を基
にした考え方やコンセプトの枠組みであると捉える
方がよいであろう。それが「新」であるゆえんは、
この枠組みの形成が本源期とは異なり、逆に国家と
結びつき、それを利用して行われるという点にある。
この意味で「強い国家」という論調が主軸となる諸
国で現れてくるのは偶然ではない。他方でまた、そ
の形成の動因にはグローバル化する世界市場形成の
動向が存在することも本源期と相違する特徴である。
この両者の関係は確かに矛盾として現れる。それゆ
え、グローバリゼーションが議論された初期の段階
では脱国民国家のほうが議論の焦点であったと言え
る。「自由主義」と「グローバリゼーション」、「国
家」との結びつきは必ずしも必然ではないが、しか
しこの連結が新しい自由主義の今日の特徴になって
いる。このような性格を持つ諸施策への転換が今日
の日本の様々な政策を枠づけてきていると言えよう。
スポーツもその一環にあることは言うまでもない。

スポーツはすでにアルチュセールが指摘している
ように「国家のイデオロギー装置」として位置して
おり、その重要性はメディア化され、各国で文化の
中に占める位置が拡大されるに従い、ある意味でナ
ショナリズムとの強い結びつきをもった戦前以上に
ますます国家にとっても重要なものとなってきてい
る¹⁾。その重要性は一方では直接の市場としてであり、
後述するように90年代に現れた大規模なスポー
ツビジネスプランの中での通産省産業政策局長の言
説を引けば、「21世紀には基幹産業の一翼に組み込
む」とされるまでに巨大市場を形成する可能性を持
つに至っている（『スポーツビジョン21』）。他方で、
国民のスポーツ享受の保障として、70年代以降、曲

がりなりにも福祉国家システム（ケインズの国家）
の中に政策的に位置づけられてきた市民スポーツ
（生涯スポーツ）は、背後に一貫して社会統合、社会
的安定装置と結びついた施策展開の性格を持ち続け
てきていた²⁾。アルチュセールが主に意味してい
るのはこの側面であるが、このような面も含め、今
日の新自由主義的転換の中でスポーツの施策方向は
大きな転換を余儀なくされてきていると言ってもよ
いであろう。例えば、それはイデオロギーレベルと
してみれば、今日新たに強まる競争社会の形成の中
での新優生学的メッセージを表象するもの、あるい
はその一端として現れてくるのかもしれない。私た
ちはその検討も別に組上に載せているが、ここでは
まず今日の中心的焦点となっている東京オリパラと
市民スポーツ政策の展開について、その意味や変化
の動向について、新自由主義的施策展開と従来の福
祉国家的政策との相克、あるいはその掘り崩しとい
う点を中心に仮説的な見取り図を示してみたい。そ
のため本稿では、第一に「東京オリンピック／パラ
リンピック」とはいかなるものなのか、その性格を
明らかにするとともに、第二に、それと前後して日
常圏のスポーツにおいて進められている転換方向を
検討し、その対立点を示すとともに、対抗基盤はど
こに求められうるのかということを一時的に論じる
こととしたい。繰り返しとなるがこの全面的な答え
の展開は、引き続き研究を経た出版物の中で順次公
刊していきたい。

1. 「東京オリンピック／パラリンピック」とは どのような意味を持つのか

東京オリパラを見る上で重要なのは、それが単に
四年に一度のビッグイベントが偶然招致されたもの
として捉えるのではなく、21世紀に入り、時代が大
きく変化していく中で行われる、その必然の中で開
催されるという歴史的な理解がまずは必要である。
スポーツはしばしば文脈依存的であり、現れている
現象もそれぞれの背景をなしている歴史的社会的文

脈との関連で検討する必要がある。その意味で、この2020年の東京大会はまさに新自由主義を基調とする社会形成のただ中で行われるという文脈から読むことが必要なのである。なぜ安倍政権と政府財界は財政赤字がこれほど叫ばれる中で、3兆円にまで膨らむ巨大大会の開催にあそこまで熱心なのだろうか。そのことの意味はこの社会的文脈との関連なしには理解し得ない。よく言われる「経済波及効果」という観点からであろうか。すでにこの点は多くの研究の中で、長期的スパンで見ればそのような効果はほとんど見込むことができないと言うことは明らかになっている。ではなぜなのであろうか。その答えは近年の開催地の立候補の状況のなかにある。

ごく近年のオリンピックは、ロンドン、ニューヨーク、パリ、東京などのメガシティが立候補していることが特徴である。それは過去の日本や韓国のように、先進諸国にキャッチアップした国の威信の表象の場ではなく、すでにグローバルなレベルで表れている巨大都市間の「都市間競争」の中に位置しているのである。サスキア・サッセンがすでに指摘しているように、それはグローバルメガシティ間のヘゲモニーを巡る競争であり、そのための大規模な都市改造とメディアを巻き込んだメガシティとしての表象を目指しての競争なのである（サスキア・サッセン，2001=2008）。まさに都市を単位とするオリンピックというグローバルなスポーツ大会の開催はそのための重要な契機として位置している。それゆえ国を単位とするFIFAワールドカップなど他のメガイベントとは異なり、この大会は東京という地域性を離れることはなく、他の地域への波及は極めて限られる。3兆円と見積られる予算の大半は東京に投入されるのである。

では当初盛んに喧伝された東北大震災の復興という強い言説はどのような意味を持ったのだろうか。すでにプロジェクトメンバーの市井吉興によりまとめられ、英国にて報告されているが³⁾、私たちはこれを説明する二つの別様の研究を手に行っている。一つはナオミ・クラインの“ショック・ドクトリン

（惨事便乗型資本主義）”という主張であり（Naomi Klein, 2007=2011）、他の一つは、近年注目されている『祝祭資本主義とオリンピック』として公刊されたまさに近年のオリンピックの性格を説明する研究である（Jules Boykoff, 2014）。「大惨事」と「祝祭」という対照的な言説で表されているが、説明する論理は同一のものである。ここでは「惨事」や「祝祭」という非日常的な出来事、あるいはそのショック状態を利用して、通常では行い得ない政治・経済システムの急激な転換を企図するプロジェクトが作動していることが告発されている。言うまでもなく両者は明確に新自由主義的秩序の構築にその焦点を置いている。この指摘は東京オリパラにも当てはまるといえるだろう。

東日本大震災と福島原発を逆のプロモーション言説として位置づけたにもかかわらず、メッセージは東京という開催都市に収斂していき、今や災害と東京を結びつける言説も忘れさられたものとなってきている。その他の地域においてはその関係性はおおかた観光客の増加という程度の関心にとどまるものとなっており、この大会の意味や重心がどこに置かれていたのかを露わに見せ始めている。それはメガシティとしての東京の構築と新たな新自由主義的秩序と制度とを作り上げていくことと言いえるだろう。それゆえ東京オリパラは一過性の競技大会というわけではなく、時代転換の大きな転機を果たしうるのである。

そのため東京オリパラを巡る研究課題は二つの点に見いだされる。一つはこの契機を経て、日本のスポーツの場がどのように新自由主義的に再編されるかを見据えることである。このことは後述したい。もう一つはこの大会自体が私たちの生活や生き方とどのような接点を持ちうるのか。とりわけ都市空間—一言説やイデオロギーまでも含む、物理的だけではない空間—それは物理環境の改変によってもまた創りだされる—がいかなるものになるのであろうか、ということである。

この後者の課題の参考として、私たちは歴史の中

に現れた人工的な巨大都市の再編の経験をいくつか持っている。一つの参照点として私たちはそれをシカゴという巨大都市の改変とスポーツの関係の中で先行的に検討してきた。ここではその検討状況について概要を記しておきたい。

2. 都市設計と人—シカゴの事例から

20世紀初頭からその規模を急速に拡大し、アメリカ第2の都市としての地位を長く保っているシカゴ市は、1830年にはまだ都市の形さえ持っていなかった。190年弱のその歴史は、正に都市設計と人について考えるのに相応しいものと言えよう。また、現在にいたる都市変容に関わる社会的文脈とスポーツ・レクリエーションとの関連、そして2016年IOCオリンピック大会招致に関わる動向など、都市、生活、人間とオリンピックの関係について考察する上で格好の例となる。このような視点から、シカゴ市の都市的な特徴と都市設計の背景について概観し、東京オリパラと都政およびスポーツの場・政策を見通すために得られた成果・課題について記す。

都市設計という点に関して、シカゴは既に巨大イベントである1893年に万国博覧会を開催し、その会場の整備を通して新興の産業都市を白人文化の象徴としてイメージ付けすることに成功している。しかしその後、経済移民を中心に人口が膨張する中で、人々の生活における様々な文化的・社会的な葛藤が生じ、行政的な介入が強く求められるようになった。この動きは、大きくは全米に展開した「都市美化運動」として、中・上流階級が求める公共空間として景観公園を建設することと繋がるものであった。しかし、一方では多様な人種・民族を受け入れて持続的な発展を得るための大きな特徴として、公共空間としての近隣の小公園建設を必須とした。そして、それらの公園・レクリエーション施設は生活空間の地理的分断あるいは文化的融合の場としての複雑な機能的動きを持ちながら、その都市的な過程および拡張を支えた。具体的にはダウンタウン・中心商業

区域およびその隣接居住区的环境悪化・衰退とその再生・再開発、そしてコミュニティの人種的・民族的モザイク化の定着、またそれらのことと関連した行政・政策の独立・分離および統合化など、その歴史的な過程において人々の生活を大きく変化させてきたのである。

シカゴ市がオリンピック開催の候補地となったのは2016年大会が初めてのことでなく、114年前、アメリカ合衆国における最初の開催都市としてほぼ決定していた。1871年にはいわゆる「シカゴ大火」により、その三分の一を焼失したこの都市は、その後復興を遂げ、1890年に人口が100万人を突破した。そして、先にも触れたコロンブスの新大陸発見400年を記念したコロンビア万国博覧会を開催し、世界にシカゴの名を知らしめた。このような都市的な名声と近代オリンピックの復興(1896年)に多大な貢献をしたアメリカ合衆国に対して、IOCは1904年大会をシカゴ市に内定させていたのである。しかし、セントルイス市⁴⁾が招致に乗り出し、シカゴに対抗しようとした。都市間競争で遅れを取っていたセントルイス市が最終的に選ばれたが、それは現代のグローバル都市の競争を彷彿させるものであった。

オリンピック招致に失敗した後も、主にヨーロッパ移民によって人口を膨張させてきたシカゴは、第1次大戦後も南部から黒人の流入により都市部の人口を拡大させ、ニューヨークとは異なり、その人口を減少させることはなかった。1950年代になってもその状況は続き、黒人の人口は増加し続けた。そのことが製造業の配置および住宅環境を変化させ、引き続きコミュニティにおける公共空間の整備が都市を設計する上で重要な課題となっていた。こういった動向はある程度アメリカの都市化に共通する問題ではあったが、1970年代になると都市部の人口が減少、郊外への流出による都市圏の拡大を招き、メトロポリタン・シカゴを形成するようになった。この変化の中でさらに黒人人口の割合は増加し、都市部の雇用が減少し、貧困率が大幅に増加する現象が1990年代まで続いた。

1980年代以降、ロサンゼルスに人口数で追い抜かれ、生産拠点としての位置づけを変化させつつあったシカゴであるが、合衆国におけるニューヨークに次ぐ、経済・金融の主要な拠点としての地位は保ち、グローバル都市としての存在を追求し続けることとなった。そこで特に重要となったのが、1990年代以降のRichard M. Daley市長（1989-2011）のもとでの新自由主義的政策の展開である。2016年のオリンピック招致に名乗りを上げたのも、その間のシカゴ市の経済政策と都市設計を象徴する出来事であろう。特に、近年のシカゴは、「シカゴ・プラン⁵⁾」以降に公共の空間として埋め立てられ、拡張・整備されてきたミシガン湖畔レイクフロントやダウンタウンの再整備を、ツーリズムに力点を置いて行ってきた。既に「公園都市」（“City in a Garden”）と呼ばれ、600箇所以上の公園・レクリエーション・スポーツ施設を持つシカゴでは、シカゴ公園局（Chicago Park District）が市から一定程度独立する形で市民の豊かな生活を担ってきた。しかし、観光・ツーリズムへの投資およびオリンピックなどのメガイイベント誘致による既存施設・設備に対する財政的圧迫が予想され、市民はそのことに敏感に反応した。そして、オリンピック招致に反対する運動も決して小さいものではなかった。このような反対運動の批判をかわし、IOCにアピールするためか、Daley市長はオリンピックにおける黒人差別の象徴とも言える、ジェシー・オーエンスの名を冠した「ジェシー・オーエンス公園⁶⁾」を前面に押し出したアピールを行っている。新たな屋内スポーツ施設を同公園に建設し、公園行政を支えるスポンサー企業と共にオーエンス氏の業績をたたえ、近隣の公園の重要性について触れるスピーチ⁷⁾を行っているのだ（Public Building Commission of Chicago, 2009）。

シカゴは典型的な新自由主義的な都市と表されるが、グローバル都市としての機能は東京・ニューヨーク・ロンドンと比して限定されている。しかし、メトロポリタン領域の広大さ、地域経済のスケール、そして企業的位置付けの重要度においてその特徴を

持っている。以上のようなシカゴ市およびその都市圏の歴史的な展開を概観し、本プロジェクトに関して以下の3つの問題・課題を見出している。

- (1) 都市設計と生活変容の課題：特に居住・公共空間におけるスポーツ・レクリエーション施設の成立・配置・再編に関わって
- (2) グローバル都市の諸相と空間的編成：特にツーリズム政策と公共空間の再開発と市民生活の質的変容に関わる問題
- (3) 近隣スポーツ・レクリエーション施設に関わる財源管理と住民の権利意識に関わる課題：オリンピック招致反対運動から見える問題について

3. 日常圏のスポーツにおいてすすめられる 新自由主義的転換とその方向

東京オリパラに関しては以上のような検討を進めている。次に二点目としてあげた東京オリパラを契機の一つとして惹起される日本のスポーツの場の変化とはどのようなものであるのか、そのことに論をすすめたい。東京オリパラが「祝祭資本主義」や「大災害資本主義」等の「ショック・ドクトリン」と関わり、新自由主義的経済体制を軸とした日本の社会再編の転換の契機として現れるとみるならば、東京オリパラを問うことと、このポスト東京として現れる転換の方向を問うことは結びついた、切り離せない課題であると言える。一言でいえば、それは新自由主義的なレジームへの移行（の完成）といえ、従来形成されてきた福祉国家的スポーツを大きく変えるものになると推察される。言うまでもなく、それは社会保障など、すでにほかの領域で進められている「改革」に追随するものでもある。その転換と絡み合っ創りあげられるスポーツやスポーツ意識はどのようなものとなるのであろうか。

その動向について、二つの点から述べてみたい。一つはスポーツビジネスの動向についてであり、もう一つは行政の市場化の動向についてである。これらはおそらく結合して進められるであろう。ここで

はそのことを現在の取り組みやプランの延長上で概観的に推測し、次にこれらの動向の性格とその対抗点をどのように形成するかという点について論点提示を行いたい。

この転換方向の論議とその中のある部分の実施はすでに開始されている。安倍政権の「日本再興戦略2016」では「新たな有望市場の創出」の一つとしてスポーツの成長産業化があげられ、これをもとに2016年度より経済産業省とスポーツ庁が協働し「スポーツ未来開拓会議」を設置し、検討が開始されている。ちなみにこのスポーツの「未来」を「開拓する」会議の中間報告の副題が「スポーツ産業ビジョンの策定に向けて」とあるのは象徴的である。またこれと連動し、関西経団連でもスポーツを主要事業の一つとして位置づけ、「関西スポーツ振興ビジョン(仮称)」の策定・実行を計画している。日本再興戦略では現在のスポーツの市場規模:5.5兆円(2015)を、米国を範にして2025年には15兆円まで引き上げるとの指針を打ち出しているが、これは国内自動車産業の半分弱の規模の巨大な市場の形成を意味しており、日本のスポーツの場全体の大きな変動、とりわけ政策レジームの大きな変更を惹起することが容易に予想される。この流れは90年代に通産省が「スポーツビジョン21」で掲げた構想と連続面と断続面の双方を持つものであるが、スポーツの供給構造として、基本的方向は近似している。だが「スポーツ未来開拓会議」の報告書を読んでも、目標とする2025年時点での15兆円のスポーツマーケット形成に比べ、うち出されている方針はスポーツ・ツーリズム等、一部を除けば未だ明確なものではない⁸⁾。

しかしこのような巨大マーケットを形成するには、一般の人々の日常圏のスポーツ活動を組み込むことが必要になると考えられるが、その部分が未だ明確にはなっていない。例えば「スポーツ未来開拓会議」でも様々な想定モデルをあげているが、プロスポーツの興行収益としてあげられている市場規模は、現状では3000億程度と推計されているにすぎない。

2025年の目標値も1.1兆円にとどまっている。これに対し、後に間説するが、日常圏のスポーツ行政の市場化を行った場合の市場規模は、現在の規模でも約1兆円超えると推計されている。これは施設/設備関連が計上されていない場合での推計値である⁹⁾。このように日常圏の市場規模はプロスポーツに比べても、現時点で3倍近く市場規模に上るのである。例えばこれに関わるものとして、参考までにフィットネスクラブの市場成長率やその業態を見てみよう。指定管理者制度を介して行政のアウトソーシングとして徐々に参入を増やしているのはフィットネスクラブを経営する企業であり、日常圏のスポーツの市場化においても参入企業の中心となることが予想される。

図1はフィットネスクラブの市場規模の推移と年次出店数である。現在のところフィットネスクラブの市場規模は、目立ってはいないが、すでに単一業でプロスポーツの興行収益を超えた4500億円弱の数値に至っている。フィットネスクラブはアメリカでの流行と定着、市場形成を模して、特に第二臨調行革でスポーツ産業の振興策が示されるなかで、新しい成長領域として多数の異業種巨大資本の参入により急激な展開が行われたものである。その業態はヨガからスカッシュ、トレーニング、スイミングなど幅広く構成されており、商品展開も健康から美容、瘦身法まで含む幅広い商品ポートフォリオとそれを結びつけるソフトの構成によって成り立っている(山下・種子田, 1997)。その意味では70年代以降、国民のスポーツ享受の条件整備のもとで創りあげられてきた「社会体育」(生涯スポーツ)とは基本的には異なったものであると捉える必要がある。最も異なる性格は、コマーシャルなどで打ち出されているイメージとはいささか異なり、そこでは(文化としての)「スポーツ」自体は、一部の競技力養成に特化した部分を除けば必ずしも全面的にサービス提供されているわけではなく、「フィットネス」を市場商品として様々な組み合わせた業態展開をおこなっているという点にある。またフィットネスクラブは、

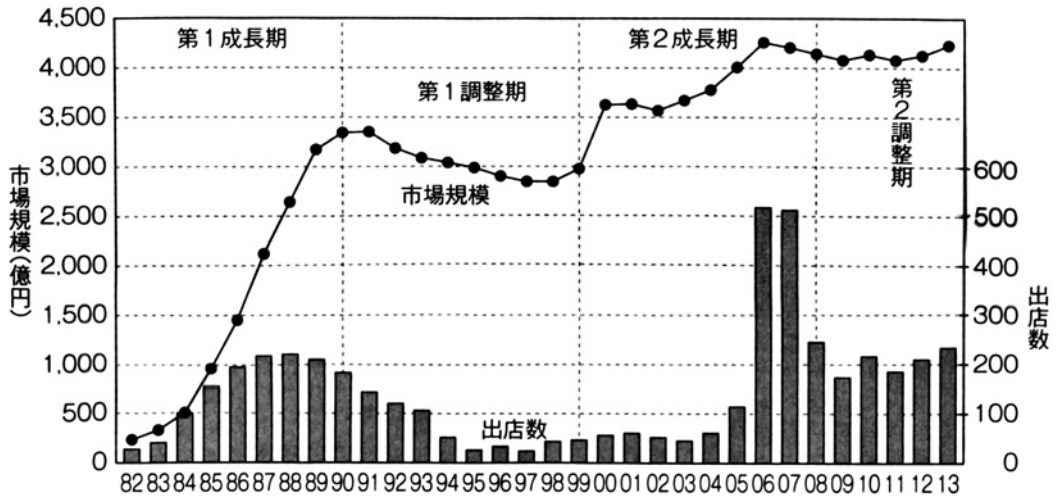


図1 フィットネスクラブ産業市場推移

(出典：小倉乙春「フィットネスクラブのマネジメント」原田宗彦編『スポーツビジネス論 第6版』所収，杏林書院，2014)

模式化すれば、ビジネス圏，中間ターミナル圏，日常居住圏などの層別店舗構造を持ち，行政のスポーツ供給が居住生活権を想定しているのに比べ，何らかの形で行政区割りを越えた都市圏の住民の生活サイクルに応じた動的業態展開をとっていることが特徴である。それぞれのターゲットも異なっており，施設ニーズ，サービス供給も異なっている場合が多い。たとえばビジネス圏ではサラリーマンを対象にしたフィットネス器具を中心としたサービス供給であるのに対し，生活居住圏では水回りの展開—プールを中心としたスイミング教室など，家族等の多層のニーズに応じた大型の施設展開が行われている。この意味では，ここでの商品展開の中にはスポーツも取り入れられているとは言える。

このフィットネスクラブ企業は指定管理者制度導入以降すでいくつかの地域行政のアウトソーシングに参入し，フィットネス事業での経験を踏まえたサービス内容の事業展開を行っている（出井信夫・吉原康，2006参照）。このことは行政事業が市場化される，逆から言えばスポーツビジネスの振興に行政が組み込まれていく萌芽のモデルとなる。

先にあげた「スポーツ未来開拓会議」の「中間報

告」では、「スポーツ産業の推進に向けた基本的な考え方」として次の四点があげられている。それらは，①全ての国民のライフスタイルを豊かにするスポーツ産業へ：「モノ」から「コト」（カスタマー・エクスペリエンス）へ，②「負担（コストセンター）」から「収益（プロフィットセンター）」へ：「体育」から「スポーツ」へ，ポスト2020年を見据えた，スポーツで稼ぎその収益をスポーツへ再投資する自律的好循環の形成，③スポーツ産業の潜在成長力の顕在化，我が国基幹産業化へ：我が国 GDP600兆円の実現，スポーツをコアとして周辺産業に波及効果を生む，新スポーツ産業の創出，④スポーツを通じて社会を豊かにし，子どもたちの夢を形にするビジョンを提示，である。

これらは福祉や保育など，他の領域において進行中の状況を見るかぎり，それらで行われている新自由主義的手法にほとんど読み替えることができる。すなわち，③のスポーツの基幹産業化を軸に，その実現の手法として，②「負担（コストセンター）」としての公的事業を民営化し，それを市場として「収益（プロフィットセンター）」としていく。そこでは，①行政の支援のもとでスポーツを享受していた

国民一般主体(社会権の権利主体)は、「カスタマー(顧客)」化し、行政依存ではない、新たなライフスタイル(スポーツ享受の市場利用のスタイル)を創り出す、と読み替えることができる。

こう読み替えることが可能なのは、先に述べたように、すでにアウトソーシングなどの形態で現実に行行政のスポーツ施策の中での「市場化」が進められてきているからである(今井照, 2006参照)。これらは中曽根政権での諮問機関答申「地域におけるスポーツ・文化・芸術の振興」(中曽根首相諮問機関「地域のスポーツ, 文化, 芸術の振興に関する連絡会議」文部事務次官通知, 1983年)および「社会教育法」を事実上改変して成立した「生涯学習法」(「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」1990年)などでその方針が明確に示されて以降の、政府の民営化路線を柱として推し進められてきている。しかしその施策の基本方向は、通産省を中心に日本の関連業界団体、企業、金融、保険、メディア、研究者等広範囲にわたる委員の共同により作り上げられた、通産省産業政策局編『スポーツビジョン21』(1990年)で示される。このプランではじめて「中間報告」であげられた「基本的考え方」の中で核心となる部分である、「③スポーツ産業の潜在成長力の顕在化、我が国基幹産業化へ」という方針が表れる。とはいえその背景の文脈は、90年代以降本格的に展開される新自由主義国家の形成(渡辺治他, 2002)とはややトーンが異なり、むしろ前川プランに端的に表される政財界の21世紀に向かっての日本経済の構造改革プラン—そこでの産業の空洞化と先端産業へのシフトに対応した内需の創造と拡大という政策方向—に組み込まれていった側面が強いと思われる。その意味では、その時点ではまだ本格的な新自由主義的改革に必ずしも直截に対応するものではなかったとも言える。このことを示すのは1987年に成立した「リゾート法」(「総合保養地域整備法」)に表れた文部省と通産省との主管領域が事実上日常圏とリゾート圏とに分割して線引きされ、通産省のプランであるスポーツの市場展

開はこの時点では日常圏には及んでいないように思えるからである。この段階では各省庁すべてが新自由主義的政策の枠内への転換には至ってなかったと思われる。例えばそれは、第二臨調の審議過程で現れた教科書検定を巡る文部省と新自由主義的傾向を持つ規制緩和の「自由化派」との対立—従来の国家検定の継続と国家の介入を外し市場による淘汰という新自由主義的考え方の対立的主張—にあらわれているように、単なる既得権での争いという点を越えた、本質的に社会統合機能と市場化政策との分担や領域分け、考え方の整理が十全に行われていなかったからではないかとも思える(原田三朗, 1988)。おそらくその統合は、今でも基本的に新自由主義の原理的な矛盾点—国家のコントロールを排除することと市場自体は本来統合機能を持ち得ない、すなわち国家の統合機能を求めざるを得ないという原理的な矛盾—の上に成り立たなければならず、潜在的には常に対立的な施策方向として表れざるを得ないからであるからと思われる。

とはいえ本格的な新自由主義的改革はバブルの崩壊以降、失われた20年と称される経済停滞の時期の中で徐々に進められていく。まず行政の市場化は、スポーツ情報システムなどの構築に見られるインフラ整備などのアウトソーシングから始められるが、徐々に行政の市場化に関する重要な関連法規の改正がすすめられていく。その推移は主要な法改正等を見るならば以下のようなものである(原田宗彦編, 2016, 地域協働型マネジメント研究会編, 2004)。

1999年：PFI法(Private Finance Initiative 民間資金等の活用による公共施設などの整備等の促進に関する法律)

2000年：「民間と競合する公的施設の改革について」(閣議決定)

2003年：「規制改革・民間開放推進三カ年計画」(閣議決定)：行政の各分野で、民間開放その他の規制のあり方の積極的かつ抜本的な推進をおこなう。

2003年：指定管理者制度（地方自治法244条の一部改正：民間事業者が「指定管理者」として公共施設の運営に関与可能となった）。

2008年：補助金適正化法の改正（大型の設備・建物・土地などを含め補助金で得た財産の処分についての基準の改正。自治体が当初決めた用途以外に目的を変更する際，国に報告するだけで自由に転用や処分ができるようになる。）

2011年：改正PFI法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について」閣議決定）

ここで目指されているのは，大竹弘和が「官主導からPPP（Public Private Partnership）の時代へ」と示しているように，いずれも「民活」を主眼とした，「行政，民間企業，非営利組織，市民」によって従来の行政を担うという方式への転換であり，そのために規制緩和や法改正が進められるのである¹⁰⁾。しかしこの方式でも実体上は自治体行政の第三セクター，あるいは地域体育協会の下請けを経たアウトソーシングから，さらに民間企業が内部的な運営の裁量権を高め，あるいはその自由度を高めていくという方向を辿ることになる。英国のサッチャー政権以降の行政基調になった方式を参考にして導入され，同時に運営の基準となっていくPPP方式に基づくならば，企画コンペの段階では競争力から見て，運営実績，安定的運営を考えると圧倒的に企業が優先的に選択されるのであるから，これは自治体行政のアウトソーシングから市場化への流れであると言ってもよいであろう。

特にここでの方針となるのは財政削減のもとでの「効率化」であり，VFM（Value for Money）の概念の導入である。塩田尚人によれば，その考え方は，「行政サービスの提供に当たっては，利用者である住民が負担する対価に対して最も価値のあるサービスの提供を行うべきであり，……指定管理者として民間企業やNPOなどを活用した，効率的かつ効果

的な事業を実施していくことが求められる」というものである（『指定管理者制度ハンドブック』）。だがこの考え方は，住民を市場の顧客として対価ニーズを求める対象としておき，その提供者を市場的な効率性の運用者として考える，全くの市場的発想に置き換えたものであり，さきあげた「中間報告」での「カスタマー・エクスペリエンス」という考え方に通底するものである。

その背景には，法人税減税と税制の累進制を弱め消費税を基幹税化していく，新自由主義的税制改革による一貫した歳入の減少という問題が存在していることは言うまでもない。この歳入の減少と，将来の少子高齢化のもとでの歳入のさらなる削減見通しがしばしば一般に説明されるこの効率化の根拠ともなっている。しかしそれは政治的問題であるに過ぎないとも言い得る。この点は本稿の課題ではなく，これ以上の議論をここでは行わない。

ではこのような消費者主義化の方向はどのような問題を持っているのであろうか。一言でいえばこの方式は人権を含む社会権の充足を国がどのように責任を持って適えるのかという，憲法上の問題を含んでいると言い得る。先に新自由主義は経済制度というよりも考え方やコンセプトの問題であるとしたが，まさにここにはその点—「初期の自由主義」思想が現れているとも言える。

憲法には確かにこの初期の思想から生じる自由権思想が含まれている。この一つは思想信条の自由といった，国家の不当な介入を妨げる原則ともなっている。しかし他方で含まれているのは，言うまでもなく歴史的営為の中で積み上げられてきた社会権思想である。これは憲法では25条で「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする国民の生存権として明確に規定されており，ここが社会権の根拠規定の中心になっている。さらにその第二項では「国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として，そのことが国の義務である旨明記されている。つまりは公共

性、あるいは公務の基準はこの点にある。従ってこの基準があるからこそ公務と民間の活動は原則として分けられるのであり、国はこの実現に専念しなければならないのである。たとえば、このことから学校以外のスポーツの根拠法となってきた「社会教育法」も、営利を目的とした事業を禁じてきていたのである。それゆえそれを突破するために、国民の強い抵抗が存在し法改正が困難であったゆえに、民間活力の導入を明確に規定した「生涯学習法」を別に根拠法として成立させることが必要になったのであり、同時に自治体法の各種改正も必要になったと言えるのである。

たしかに国家に代表される公共は社会権とともに、自由権の権利として幸福追求権の実現を担保しうる範囲で市場ベースの民間企業を公共の範囲に含めることもできる。だが先にも述べたようにPFI、およびPPPによる方式、特に地域スポーツの振興に関しては、指定管理者制度がその事業の内容も含め裁量権を拡大していった場合、単なるアウトソーシングとは異なり、営利事業体としての企業活動と元来福祉国家施策で据えられていた社会権的公共性とは原理的に矛盾を持たざるを得なくなる。つまりは社会権的な意味での権利保証を含んだ公共性という性格を失っていく恐れが発生するのである。二宮厚美はこの背景になるものとして保険主義や受益者負担主義という考え方の浸透をあげている(二宮厚美, 2012参照)。つまりこの考え方は、すべての国民の権利実現の限定を意味することになり、対価主義であるとともに、権利の排他性や限定性を結果する。戦前においてスポーツ要求が一部の資産家層しか満たすことができなかつたのは、そのような社会権的公共性が未熟であったことによる。

さて以上のように考えると、行政の市場化や民営化、受益者負担主義の浸透などの新自由主義的改革は、二宮の主張するように憲法の人権としての社会保障との対立、すなわち新自由主義的公共性と社会権的公共性との対立であるとみななければならない。行政の効率化、行政の市場化はそもそも憲法の人権

保障として等しく国民に保証されざるべきものの市場的論理による制限であり、考え方が逆転しているのである。まずは憲法原則に則り、憲法的公共、つまりは社会権的公共を充足することが優先されなければならない。それは市場的効率性とは異なるのである。この点が本質的な対立点であると結論できる。

とはいえその前提には、まずもってスポーツが社会権の権利保障の対象物であることが再確認されなければならない。それではスポーツにおいてこのような社会権的理解はどのようなものであったのだろうか。このことを明確にするために、スポーツの権利性について少々回り道となるが簡単に説明を加えたい。

4. 社会権としてのスポーツの権利理解 —スポーツの権利性と憲法的公共性

スポーツの社会権的権利認識は、東京オリンピック前後のスポーツ運動によって開始される。「スポーツは万人の権利である」を合い言葉に、すでに60年代より青年運動、「新日本体育連盟」(現「新日本スポーツ連盟」)を中心として「スポーツ権」という主張が起こされていた。その背景となるのは、64年の東京オリンピック以降の国民のスポーツ要求の高まりをあげることができる。そのような要求と運動は、70年代よりコミュニティ政策と関わり地域的なスポーツ振興政策が開始されたことと結びつき、国、地方公共団体によるスポーツの条件整備を進めるその要求の根拠ともなるスポーツの社会権的理解を進めていくこととなる。実質的に70年代から開始される地域スポーツの展開は、日本で初めて普遍的に学校以外でスポーツが施策展開されたと言ってよいものであり、特権的富裕層や競技選手を除いて多くの国民にとってスポーツを享受できる条件整備が政策的に展開された歴史的意義を持つものであったと言える。72年にはそのような動向を受け、スポーツ施設等の整備基準を示した「保健体育審議会答申」が示されたが、これはスポーツの領域で初めてナショ

ナルミニマムを提示した画期的なものであった。

さてこのような国や地方行政によるスポーツの条件整備が進められるとともに、他方でそれを法的に根拠づける「スポーツ権」の提唱も行われるようになっていった。これに関わる主張は体育・スポーツ研究者はもとより、先にも述べた65年に結成された民間スポーツ団体の「新日本体育連盟」や民間教育団体である「学校体育研究同志会」、日本共産党、革新自治体をすすめる公務労働者等々の運動においてなされ、それらを担い手として起こされたスポーツの領域での社会運動の理論的中心軸ともなるものであったといえる¹¹⁾

たしかにこの議論の最中では、戦前のスポーツの国家統制、野球統制令などの負の歴史的経験を引き合いに国家から距離を置く自由権の主張もなされたが、権利保障の根拠ともなる社会権の理解の議論が進められた。それは憲法25条の生存権を根拠に、とくにその第二項、国によるその実現の義務を主張するものであった¹²⁾。この議論は日本のみで行われてきたのではなく1975年のヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章（1975年）において、また1979年にはユネスコ 体育・スポーツ国際憲章において「スポーツはすべての人の基本的権利である」と定められるなど、国際的な理解でもあったと言える。このような動向は、その後超党派の議論において2011年議員立法として成立した初の国のスポーツに関する基本法となる「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとして、明確に「スポーツ権」が記されるものとなった。しばしば私的に捉えられるスポーツを国や公共がその充足の条件整備に努めなければならないのはこのような権利認識からである。その意味で先に述べたようにその実現は公共的なものであり、その公共性は社会権の公共性といって良く、企業の営利ビジネスで行われる自由権的公共性とは明確に異なるものと言い得るのである。ましてその豊かな実現は国が義務と責任とを持つものである¹³⁾。

しかしこれらについて、ここでは三点検討すべき点を示しておきたい。一つはスポーツプロモーション論でも批判的見解が示されているように、自由権的認識の問題、すなわち国家によるスポーツの政策的展開と諸個人との関連についてである。そこでは以下のような認識が示されている。「しかし一方で、本来自由な活動として自己の欲求を充足させる文化的な身体活動であるスポーツが、行政施策の積極的な対象となることは、半面スポーツがどのような意味であれ、政治的課題の対象として一方的にコントロールされることをも意味している」¹⁴⁾。これは他の分野でも見られる自由権の理解からの国家の介入問題であり、リバタリアンの発想に基づいている¹⁵⁾。このことはスポーツ形成史上の規範的軸となったアマチュアリズムの私事性とも関連があると言えよう。すなわち IOC、オリンピック運動にも見られる「政治性の排除」や、70年代以前では「経済的排除」の問題である。しかしそれ以上に体育・スポーツの戦前の軍国主義への加担という苦い歴史的経験が影響を与えていると考えることができよう。おそらくスポーツ界で強い影響力をもち続けている、ホイジンガを典拠としたプレイ論的なスポーツの理解と、そこから出発する自己目的的で、手段視を排除するスポーツ論が幅広く受容されていった背景には、このような歴史的に負の経験を基盤としたリバタリアンの主張が内在されていると考えることができる。このことの持っている当為基準としての批判性は、スポーツの商業主義的利用という点でも当初重要な働きをしたが、この立て方の積極的側面と社会権の理解の接合が整理される必要がある。先にあげたスポーツプロモーション論でも「日々の生活のなかで行う側の立場からのスポーツへの文化的な論理（＝スポーツに対する欲求と必要）にどれだけ基盤を置いて構想されているのかは未だに明らかではないように思われる。人びとのそのような態度や価値観をどのような立場から育成し、生活のなかの重要な課題としてスポーツや運動へのかかわりを深める学習を行っていくのかは今後の課題であろう」と

述べられているが、これはまさに至言である。このような課題をいかに理論的に、また実践的に筋立てていくかが問われるのである¹⁶⁾。二つ目は、このこととも関わって、この国庫助成によるスポーツ振興の根拠づけの反面、公と民間との関係、とりわけ民の能動的関係の枠組みが十分作り得られてこなかったのではないだろうかと思われる問題である。たとえば松尾匡は次のように述べている。「1970年代には、公的なことは行政の責任であるとして役所の判断に委ねていたからこそ、市民一人一人は社会公共のことを日々具体的に意識することがなくなってしまっていたのではないか。」(松尾他, 2001, p. 10)

このことは松尾が指摘するように公共性に対する主体的関与やそれに対しての人々の社会権上の理解の弱点として表れているのではないと思われる。たとえばドイツでは街路樹の木を1本切るのにも、市民の討議が始まると言われる。このような公の枠組みが自己の枠組みの中に含まれる公共性意識が日本では形成し得ないで来たのではないだろうか。市民社会の能動的関与の問題である。従って今後の振興策には市民がどのように関わるものであるのか、またそのために市民社会、公共圏の空間はどのように作られていかなければならないかなど、そこでの自治の形成という問題についての検討が必要なのである。もっとも70年代には社会教育論においても、学校体育論においてもこの問題は主体形成論としてあらわれていたとも言える。この論点を欠落させると、結局次に関説する「ボランティアの陥穽」論で指摘された、市民動員論と結びついてしまうのであろうし、公共圏的な、あるいは市民主体的な装いのなかでの自立と自己責任の権利論として、受益者負担主義的な逆ベクトルの方向が働いてしまう可能性を持つ。このことは中心的課題であるので後に再び関説したい。

三つ目は、法理論的にこのスポーツの社会権的理解は、72年にナショナルミニマムが提示されて以降も「プログラム規定」としての根拠にとどめられてきたことである。プログラム規定とは、憲法の社会

権理解の中で、社会権を国に課された政治的・道徳的義務にとどまるものと解釈し、具体的権利を保障したものではないとする解釈である。それを覆すのはまさに社会権が創られてきたと同じく社会の運動による。それは憲法上の社会権、生存権の保障を権利として国に迫るものであるとともに、市民自らこの実行の枠組みを生み出すことに関与する必要があるという社会運動論的あるいは主体形成の課題が存在する。

以上のようにスポーツは社会権として実現されるべきものとして捉えることができるのであるが、そのためにはいくつかの課題をクリアしていく必要がある。もちろんそれは実現可能性という意味では当該の時代的制約があるのは言うまでもない。しかし憲法上の規定として国はこの実現を「国民」に保証する義務があり、この意味で市場でのスポーツ商品とは異なり、少なくとも公共として行われるスポーツは憲法規定によって行われるものであると言える。これが「公共」である。このような回りくどい説明を行う理由は、この実現に当たっての市場的な関与においても、同様の確認の中で行われなければならないと言うことを示すためである。このような意味において二宮厚美は公共、社会権の実現に取って代わり、新自由主義的政策の中では、効率性、受益者負担主義、保険主義として公共がつくられていくことの問題をあげている。本来的にはこれはすべての国民が享受しうる権利として行われなければならない。市場の保険と同じように、応分の受益者負担主義を原則にした対価的商品として享受しうるものとは性格が異なっていると言ってもよい。つまりは社会保障と同じくスポーツもまた憲法原則でその享受を保証されうるべきものが、このような「公共」のとらえ方の中では市場商品と同じ買い取るものになってしまうのである。行政の市場化はそのような憲法上の重大な問題を持っているといえる。先にあげたスポーツプロモーション論の中で、「人びとのそのような態度や価値観をどのような立場から育成し、生活のなかの重要な課題としてスポーツや

運動へのかかわりを深める学習を行っていくのかは今後の課題であろう」と指摘されているが、社会権的公共としての主体者形成課題も、現在のイデオロギー状況のもとでは単に商品消費者としての受動的態度となってしまう可能性があることを銘記しておかなければならないだろう。いずれにせよ、再度繰り返すならば、公共とはこのような憲法上の社会権、生存権を根拠に持つものであり、それに関する市民の能動的関与に関わるものと理解されるのである。

ただし行政における民間企業へのアウトソーシングは、手段としての合理性が存在するならばあり得ることである。このことはスポーツレジーム論の提起とともに述べておかなければならない（註17参照）。だが現実には指定管理者制度においても内容の構成まで企業サイドのものとなった場合はその原則を貫徹していくことは困難である。企業はあくまで採算性と利潤原則によって活動するものだからである。従ってそこには何らかの受益者負担主義や保険主義、また市場的効率性が含まれてくることになる。従って公共の役割を市民や企業など様々な市民主体で担うとした政府の「新しい公共性」宣言においても、市民社会の互助システムによって行われる例が示されているが、企業活動は原則的にも現実的にもそれとは異なる原理で動いているのは当然のことであり、生活と地域の主体である市民や、また行政の公務労働とは異なっている。従って憲法上の意味を持つ公共の担い手は限定的に行われざるを得ないのである。たとえば地域協働型マネジメント研究会が刊行している『指定管理者ハンドブック』では、企業参入の見通しについて率直な象が描かれている（地域協働型マネジメント研究会編，2004）。そこでも地域住民、NPO、行政などの地域的協同が示されているが、そのイニシアティブは「新しいビジネスチャンスが広がる」、「新しいビジネスモデルの創出も期待できる」企業サイドに事実上置かれることが示されている。これまでの説明でこの協同が社会権的公共性の性格とは異なることは理解しうるであろう。それは新自由主義型のスポーツ振興モデルとい

ってもよい。すなわち、その柱となるのは制度的には行政の市場化、供給のミックス化、委託事業化（アウトソーシング）など¹⁷⁾、他方、原理的には次に述べる「自助・共助」「自律と自己責任」「受益者負担主義」、総じて二宮氏の指摘する保険主義的枠組みにもとづく「新しい公共論」となるのである。

5. 市民社会と対抗基盤形成の可能性

さて以上検討したようにポスト東京のスポーツは従来の福祉国家的なレジームを崩しながら新自由主義的なスポーツレジームへの傾斜が一層進んでいくように思える。それは新自由主義的な自由性により構成される新しい公共性と、社会権的公共性という対立的構図の中で展開されていく可能性がある。それは他の領域でも、また現在の日本社会のあらゆる領域で顕現化している「格差社会」、あるいは「新階級社会」と言われる状況が原理的にはスポーツの場面でも表れてくる可能性があるということの意味している。原理的に誰にでも、というナショナルミニマムを保証し得ない非社会権的公共性の中ではこのような状況は起りえる。これに対して私たちはどのような対抗基盤を用意するべきであろうか。

ここではこれに関していくつかの議論と方向とを提示するにとどめたい。現在のプロジェクトでの検討段階では更なる思考テストや検証が必要だと思われるからである。

第一に、比較的多くの論者により主張されるのは、市場—国家のどちらからも独立した市民領域、あるいはその意味での市民社会領域を介して民主主義を活性化していくという方策である¹⁸⁾。だが、本稿でも度々引用してきた二宮厚美はこの意見に対して、NPO等の諸活動や社会的連帯を持って形成される「新しい社会保障」には与し得ないという見解を表明する。それはあくまで福祉国家的公共圏、あるいは公共性の形成は「階級的公務労働者と住民自治」によるとするからである¹⁹⁾。

同様に、このことについては、確かにボランティア

ア論の中でも二つの異なる見解が存在する。一つは中野敏夫が先鞭をつけ、その後幾人もの論者により主張される「ボランティアの陥穽」あるいは「動員」論からの警鐘である(中野敏夫, 1999)。この論点を引く仁平典宏の紹介を引用すると「ボランティア活動は、いかにそれが『自発的』に行われていようとも、行政コストを減らし社会に適合的な『主体』を用意するという意味でシステム転換の要請に従っており、新たな管理形態を支えるもの」である。「動員モデルは、権力(国家や『システム』など)が、各主体を、自発的に(時に強制的に)権力に奉仕させるようにし向けているという観察の枠組である。この視角によると、現在の参加型市民社会は、経済的グローバリズムやネオリベラリズム的秩序に奉仕するように構成されている」。しかしこの市民領域の組み込みは新自由主義の展開の中では必然的に生み出される。なぜならそこでは「社会保障制度の縮小や経済規制の緩和、公的領域の民営化・準市場化が進むが、社会保障費削減の前提として、公的サービスを国に代わって代替する市民社会が必要とされる」からである(仁平典宏, 2011, pp. 4-5)。

他方での見解は、そのことを一定程度認めながらも、マルクス主義の側から弁証法的な「否定の否定」の論理により可能性をくみ上げる見解である。この代表的な論者として斉藤日出治をあげることができる。斉藤は、現代社会はグローバル化を動因とし国家主権の相対化がすすみ、他方新自由主義経済政策も市場中心主義の中で国家の制御能力を衰退させるとする。しかし市場は本来社会統合機能を持たないから、新しい公共関係を築こうとする市民社会活動が活発化する。それに依拠した公共領域の政策がつよまるなかで市場とも政府とも異なる第三の公共性を産み出す可能性を持つ、として、市民的自治の可能的契機が表れると主張する。しかし斉藤はこのことは可能性にとどまるものであり、そのためにはグローバルな市民権感覚の成熟、自治の具現化の内容となる「公共圏」の形成が進む必要があるとして、市民的自治の成熟を展望する(斉藤日出治,

1998, 2003, 2010)。

斉藤日出治の見解は必ずしも二宮厚美の見解と対立しているものではない。確かに「階級的公務労働者」というエージェントはここでは見られないが、現実の場面では「住民」は公務労働者と別個に行動する場合もあれば一緒に活動する場合もある。「住民」の実態もボランティアの場合もあれば、NPOの構成員である場合もある。その意味では決して対立するものではない。ただし中野敏夫の指摘した動員モデルに陥る可能性は確かに存在する。それはボランティアの呼びかけの中には、仁平典宏も指摘するように自己充足的満足を得られることをキャッチフレーズとして、巧みに行政施策の枠組みに誘導していく言説の組み立てが少なからず存在するからである。

だが果たしてどうであろう。それならばほかにどのような可能性を見いだせるのであろうか。これに関わり重要と思われるのは、松尾匡の指摘する住民の公共性認識についての内省的指摘である。やや長くなるが引用すると松尾は以下のように問題点を指摘する。「1970年代には、公的なことは行政の責任であるとして役所の判断にゆだねていたからこそ、市民ひとりひとは社会公共のことを日々具体的に意識することがなくなってしまうのではないか。それだからこそ、80年代に保守系政治がこれらを切り捨てていった時、多くの人々がそれを深刻視せずに許してしまったのではないか。公共事の判断を役所にゆだね、市民がかやの外にいたからこそ、役所の判断する公共性が真の公共性からズレて、一部の官僚や政治家やそれと結託した一部の業者の利権によってゆがめられるといったことが横行したのではないか」。

それに対して松尾は、「このような悲惨な状況の中で、自らの手で問題を実際に解決する取り組みに乗り出したのである。福祉も環境保護も中心市街地活性化も、市民が自分達の身の回りで自分達自身の手で実現することができる。そこにおいては、何が真に公共的なことかは、実際に取り組む市民ひとり

ひとりが自ら考えて自由な事業として様々に打ち出し、それを周囲の市民ひとりひとりが自発的に学びとって行く中で、本当に社会公共に貢献するものは伸び、そうでないものは衰退していくという形で、結果として実現するものである。それゆえ公共事を役所に任せていた1970年代と異なり、市民ひとりひとりが何が公共的なのかということについて日常的に意識することになるし、そのための事業が真の公共性からズレたまままかり通りつづけることもなくなる」として、市民社会の各種の活動の可能性に自己形成的、自治主体の形成の意味を見いだすのである（松尾匡，2001，pp. 10-11）。このようなことは1970年代の社会教育において、自治主体の形成論として実践的にも取り組まれていた。まさにその時点では二宮の主張するように公務労働者と住民との協同のもとでこの取り組みは進められたのである。スポーツの場面でも三鷹方式としてシビルミニマムの策定と結びついて行われた実践も存在していたのである。しかしどうであろう。一方で市民の消費者としての主体形成がすすめられ、他方で組合活動などの衰退など公務労働者の「階級性」が薄れていく現状の中では、公務労働者も巻き込んでではあるが、なにより市民主体の形成をあらためて中心に焦点づけていかざるを得ないのではないだろうか。筆者の関与している中でも、NPO等の市民活動には逆に公務労働者も積極的に参加している実態がある。従ってこの市民領域での活動を媒介とすることは戦略的にも極めて重要なのではないだろうか。とりわけそこでの主体形成課題があらためて焦点に据えられる必要があるのではないだろうか。

ただし、「公共圏」は必ずしも「陣地戦」にはなり得ないというのも確かである。それはボランティアやNPOもまた潜在的に動員され、新自由主義的な構図へはめ込まれていくという可能性を絶えず持ち得るからである。その意味では新しい社会運動を提唱するメルッチの着目する「スタイル」の重要性が検討されなければならない（メルッチ，1997）。それは自生的に起こった集団における意思決定や合意

形成に至る組織マネジメントの革新性とそこから生み出される主体性について述べたものである。その形成においてこそ市民領域での公共圏は対抗性を持ち得ることになるのであろう。紙数も尽きたのでこの課題は留保している検討課題と共にあらためて公刊する書籍において詳論したい。

註

- 1) ルイ・アルチュセール、西川長夫他訳『再生産について』平凡社，2005。「第6章 国家と国家の諸装置」参照。
- 2) 以下の文献参照。デービッド・ジェリー、清野正義他編『スポーツ・レジャー社会学—オルターナティブの現在』道話書院，1995。関春南『戦後日本のスポーツ政策—その構造と展開』大修館書店，1997。
- 3) YOSHIFUSA, Ichi, "Creative reconstruction and 2020 Tokyo Olympic Game: Disaster Capitalism, Celebration Capitalism and Olympic legacy", London, Rio, Tokyo Olympics Symposium, London University, 2017/06/10.
- 4) セントルイス市は、シカゴ市の南約500kmに位置し、ミシシッピ川とミズーリ川の水運によって水上交通の要衝として発展し、シカゴとその繁栄を競っていた。1903年にはルイジアナ買収100年を記念する、いわゆる「セントルイス世界博」を開催する予定であった。同市は戦略的にアマチュア運動連合に接近し、陸上競技会を招致し、また、最終的に世界博を一年延期するといった手段を使い、翌1904年に世界博とオリンピックを同時開催するに至っている。招致には成功したが、航路と鉄道の両方の輸送手段の発達をみたシカゴに、産業的覇権争いにおいては破れることとなった。
- 5) 1906年にシカゴの経財界の有力者、資産家、慈善家の団体であるマーチャントクラブ（後にコマースクラブと合併）は、ダニエル・バーナムをシティープランナーとして雇用し、資金を提供、全面的なサポートを行い、1910年には市当局によって「シカゴ・プラン」が採用されることとなった。
- 6) オーエンスは1933年、ベルリン大会出場前の高

- 校時代にシカゴの競技会で最初に全米的な注目を浴びが、そのことに由来して名付けられたシカゴ市にある公園である。
- 7) スピーチの内容は、「小さなプレイグラウンド」が、子どもや将来のオリンピック・パラリンピアンにとって安全に過ごせる場所というだけでなく、コミュニティの機能を強化する場であり、更にシカゴではそれがオリンピックに繋がる最初の一步であるというものであった。
- 8) スポーツ庁『スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会 報告書 スポーツツーリズム需要拡大戦略』2018、参照。
- 9) 地域協働型マネジメント研究会編『指定管理者制度ハンドブック』。特に大竹弘和「第4章3. 新しいビジネスチャンスの創出」参照。また原田宗彦編『スポーツ産業論6版』杏林書院、2016も参照されたい。
- 10) 大竹弘和「3章スポーツ施設産業」原田宗彦編、同上書所収参照。
- 11) 新日本スポーツ連盟『スポーツは万人の権利～新日本スポーツ連盟50年の歩み』2015。新日本スポーツ連盟 HP (<http://www.njsf.net/zenkoku/>)。特にここではスポーツ権に関わる各種憲章、宣言、国連決議などの全文を閲覧することができる。また「スポーツ権とはどんな権利?」2001年2月8日(木)「しんぶん赤旗」(http://www.jcp.or.jp/faq_box/001/210208_faq.html 2018.05.15閲覧)も簡略な運動史が記されている。さらに、西沢富夫編『新しい時代のスポーツ』新日本出版社、1983も参照されたい。
- 12) また体育的理解から26条(教育を受ける権利、教育の義務)より根拠づける議論も存在している。以上の25条26条の根拠規定とする考え方はスポーツ権の法的権利性という観点からの議論であり、他にも新しい権利を考える場合に通例とされる13条(幸福追求権)を根拠とする議論も存在している。だがこの規定はむしろ国家の介入・干渉を受けないとする自由権の規定であり、国の義務や責任を明確にしたものとはならないとも考えられる。
- 13) この点に関し尾林芳匡は、スポーツ施設の事故事例をもとに商業施設とは異なる公の体育施設の存在意義について論じている。それによれば公の体育施設は「利用料金を負担できる能力の大小にかかわらず、国民すべての社会権としてスポーツが確立され、権利として実質的平等が保障される点にこそ、その存在意義があり、「勤労者や障害者がスポーツをする権利を実質的な意味で平等に保障する」ことが求められるとしている。(榎原秀訓、尾林芳匡編著、2006、160頁)。
- 14) 日本体育協会「我が国のスポーツプロモーション」http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/h24_seigo2_21.pdf
- 15) 小野塚知二編著『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、2009および佐伯年詩雄監修『スポーツプロモーション論』明和出版、2006なども参照されたい。
- 16) この論点では、松村和則氏らの一連の研究が参考となる。伊藤恵造、2009。また伊藤恵造、松村和則、2009、参照。
- 17) 注意しなければならないのは、このことは社会権の公共という枠内で言い得るということである。私は現状の供給構造を考えると、むしろスポーツの「供給構造」はエスピン・アンデルセンの分析にあるように、公共体、市場、NPOやボランティアによるセクターを含めたスポーツレジームとして捉える必要があり、国家の単一供給を前提にした福祉国家論的枠組のみでは現状を正確に反映し得ないと考える。このことについては山下高行、2009と笹生心太、2016を参照されたい。
- 18) ポール・ハーストや近年ではパットナムのソーシャル・キャピタル論が注目されている。これらの論点や批判点については新川敏光(2014)に詳しい。また坂本治也、後房雄等もこのような観点から市民主体の可能性を検討している。
- 19) 二宮厚美、2012、p. 250および注(10)参照。二宮は、「自治体にそくしていえば、公務労働が国家官僚制に対決し、官僚機構を掘り崩すことができるのは、民主主義と住民自治に依拠するときである」からであるとする。このことと関わり二宮は芝田進午の『公務労働』から、「自治体労働者は労働者階級の知識人として、地域の労働者を團結させるセメントのような役割を果たさなければならないのではないのでしょうか」という一説を抜き出して公務労働者の役割を示すが(二宮厚美、

2011), これこそ実体上は地域の専門家としての保健体育教師の役割でもある。この旨付言しておきたい。

参考文献

アルベルト・メルッチ，山之内靖訳『現在に生きる遊牧民（ノマド）—新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店，1997。

Bennett, Larry, *The third city: Chicago and American urbanism*, University of Chicago Press, 2015.

Bennett, Larry, Garner, Roberta, and Hague, Euan [eds.], *Neoliberal Chicago*, University of Illinois Press, 2017.

地域協働型マネジメント研究会編『指定管理者制度ハンドブック』ぎょうせい，2004。

デービッド・ジェリー，清野正義，他編『スポーツ・レジャー社会学—オルターナティブの現在』道徳書院，1995。

Findling, E. John, “Chicago Loses the 1904 Olympics”, *Journal of Olympic History*, 12 (October 2004) 3, pp. 24-29.

羽貝正美編『自治と参加・協働—ローカルガバナンスの再構築』学芸出版社，2007。

原田三朗『臨教審と教育改革—その矛盾と挫折』三一書房，1988。

原田宗彦編『スポーツ産業論6版』杏林書院，2016。

イエスタ・エスピ＝アンデルセン，岡澤憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』ミネルヴァ書房，2001。

出井信夫，吉原康一『指定管理者制度の現場』学陽書房，2006。

今井照『自治体のアウトソーシング』学用書房，2006。

伊藤恵造『「スポーツ政策」論の社会学的再検討—「スポーツ権」・「総合型地域スポーツクラブ」をめぐる』『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学部門』64，2009。

伊藤恵造，松村和則『コミュニティ・スポーツ論の再構成』『体育学研究』54，2009。

Jules Boykoff, *Celebration Capitalism and the Olympic Games*, Routledge, 2014.

Looker, Benjamin, *A nation of neighborhoods: imagining cities, communities, and democracy in*

postwar America, University of Chicago Press, 2015.

Madigan, Charles, *Global Chicago*, University of Illinois Press, 2004.

松尾匡，西川芳昭，伊佐淳『市民参加のまちづくり—NPO・市民・自治体の取り組みから』創成社，2001。

Matthews, R. George, *America's First Olympics: The St. Louis Games of 1904*, University of Missouri Press, 2005.

中野敏雄「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』，1999。

Naomi Klein, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, New York, Picador, 2007. (幾島幸子，村上由見子訳『ショック・ドクトリン：惨事便乗型資本主義の正体を暴く』(上)，(下)，岩波書店，2011。

名和田是彦編『社会国家・中間団体・市民権』法政大学出版，2007。

日本スポーツ法学会編『詳解 スポーツ基本法』成文堂，2011。

日本スポーツ法学会監修『標準テキスト—スポーツ法学第2版』エイデル研究所，2017。

日本体育スポーツ経営学会『テキスト 総合型地域スポーツクラブ (増補版)』大修館書店，2004。

二宮厚美『新自由主義からの脱出—グローバル化の中の新自由主義 VS. 新福祉国家』新日本出版社，2012。

二宮厚美，田中章史『福祉国家型地方自治と公務労働』大月書店，2011。

西沢富夫編『新しい時代のスポーツ』新日本出版社，1983。

仁平典宏『「ボランティア」の誕生と終焉—〈贈与のパラドックス〉の知識社会学—』名古屋大学出版会，2011。

小笠原正監修『導入対話による スポーツ法学 (第二版)』不磨書房，2007。

小野塚知二編著『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社，2009。

Public Building Commission of Chicago, “Mayor Daley Joins U.S. Olympic Committee, Allstate and Chicago 2016 to Dedicate Olympic-Themed

- Playground and New Fieldhouse At Jesse Owens Park” (for immediate release 9/18/2009, 4/10/2018取得, http://www.pbcchicago.com/press_releases/mayor-daley-joins-u-s-olympic-committee-allstate-and-chicago-2016-to-dedicate-olympic-themed-playground-and-new-fieldhouse-at-jesse-owens-park/)
- ルイ・アルチュセール, 西川/長夫他訳『再生産について』平凡社, 2005.
- Rundio, Amy and Heere, Bob, “The battle for the bid: Chicago 2016, No Games Chicago, and the lessons to be learned”, *Sport Management Review*, Volume 19, Issue 5, November 2016, pp. 587-598.
- 佐伯年詩雄監修, 菊幸一, 中澤眞編『スポーツプロモーション論』明和出版, 2006.
- 斉藤日出治『国家を超える市民社会—動因の世紀からノマドの世紀へ』現代企画室, 1998.
- 斉藤日出治『空間批判と対抗社会—グローバル時代の歴史認識』現代企画室, 2003.
- 斉藤日出治『グローバル化を超える市民社会—社会的個人とヘゲモニー (21世紀叢書)』新泉社, 2010.
- 榊原秀訓, 尾林芳匡編著『Q&A市場化テスト法—仕組みと論点』自治体研究社, 2006.
- 坂本治也編『市民社会論—理論と実証の最前線』法律文化社, 2017.
- Salzmann, A.T. Joshua, *Liquid capital: making the Chicago waterfront*, University of California Press, 2017.
- 笹生心太「生涯スポーツ振興の基礎としてのスポーツ施設の供給・利用に関する一考察: 脱商品化の視角から」新日本スポーツ連盟付属スポーツ科学研究所編『現代スポーツ研究』Vol. 1, 2016.
- サスキア・サッセン 伊豫谷登士翁監訳『グローバル・シティ』筑摩書房, 2008. (Saskia, Sassen, *The Global City*, Princeton University Press, 2001).
- Sassen, Saskia[ed], *Global Networks, Linked Cities*, Routledge, 2002.
- 佐藤一子編『NPOの教育力—生涯学習と市民的公共性』東京大学出版会, 2004.
- 新川敏光『福祉国家変革の理路—労働・福祉・自由』ミネルヴァ書房, 2014.
- 関春南『戦後日本のスポーツ政策—その構造と展開』大修館書店, 1997.
- 芝田進午『公務労働 現代に生きる自治体労働者』自治体研究社, 1970.
- 新日本スポーツ連盟『スポーツは万人の権利 新日本スポーツ連盟50年の歩み』2015.
- 城塚健之, 森裕之, 山口真美, 尾林芳匡『これでいいのか自治体アウトソーシング』自治体研究社, 2014.
- Spirou, Costas and Judd, R. Dennis, *Building the city of spectacle: Mayor Richard M. Daley and the remaking of Chicago*, Cornell University Press, 2016.
- スポーツ庁『スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会 報告書 スポーツツーリズム 需要拡大戦略』2018.
- 通産省産業政策局編『スポーツビジョン21』1990.
- 後房雄『NPOは公共サービスを担えるか—次の10年の課題と戦略』法律文化社, 2009.
- 山下高行「企業スポーツと日本のスポーツレジャー」日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学研究』17巻2号, 創文企画, 2009.
- 山下高行, 種子田穰, 「ピープル: フィットネス・サービスの事業展開」『立命館経営学』第35号, 立命館大学経営学会, 1997.
- 渡辺治他「座談会: 新自由主義改革と国家統合」『ポリテイク』04, 労働旬報社, 2002.